

## 議第63号

三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を削る。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士